

53

48

緒方病院長醫學士緒方収二郎序  
山縣眼病院長醫學士山縣正雄校  
山縣眼病院醫長光藤介著

# 通俗眼の養生法

發兌元

寶文館



55-48

# 通俗眼の養生法

緒方病院長醫學士緒方収二郎序  
山縣眼病院長醫學士山縣正雄校  
山縣眼病院醫長光藤介著

明治  
38 7 4  
内交

發兌元

寶文館



### 凡例

- 一、本書は日々診る所の病人に就て其心得となる可きことを主旨として摘發したるものなれば其順序の前後たるは免れず、又養生法特に豫防法を以て骨子としたる故症候の如きは極めて大要を摘記せり、
- 一、本書は世に洽ねからんことを圖り、最も通俗的を勉めたるれば行文の如きは毫も修飾を加へず、啻其意を了解せしむれば則ち足れる程度に於てせり、
- 一、振り假名は彼の高等教育會議に於て可決せし文法に據らず、因襲のものを以てせり、然りと雖も予國文に疎く従つて誤り多からん讀者之れを諒せよ、
- 一、本書を繙んとするに當つては劈頭に眼球及其保護器の



構造を篤知すべくしてこれを詳述するの必要ありと雖も到底小冊子の盡す處にあらず、乞ふ附録の略圖を對照せられんことを、

一、病名の如きは俗間通唱するものを務めて用ゐたりと雖も平易に譯稱し得ざるものは學名を以てせり仍て讀者の推測に任ぜん而已、

二、眼に於ける生命は即ち失明なり茲に於て盲目を招く各疾病の種類と其百分比例を示し以て世人を警戒せん爲め附録として表示せり、

三、幾多の参考書中前田珍男子氏纂著「眼の衛生」は予の著書に裨益を與へられたること大にして指導者たる可く茲にこれを謹謝す、

### 序

拜啓貴著通俗眼之養生法草稿翻讀仕候貴下業務煩忙の身を以て斯の著あり熱誠の程感服の至りに候依之世上眼患を忽にして將來救治す可からざる重症に陥る者を減じ無病者亦眼疾を未然に防ぐの効益多大なるべくと存申候殊に其行交流暢平易なる兒童と雖も讀解し易きは實に通俗の名に背かずと言ふべし速に上梓之を公にせられんこと冀望に不堪候草々頓首

明治參拾八年四月十八日

緒方 收 二 郎



光藤 介様  
机下

通俗眼の養生法目次

緒言	一頁
第一章 痲毒と眼病との關係	四
孩兒の風眼	一〇
第二章 梅毒と眼病の關係	一六
遺傳梅毒に基く眼病	二七
第三章 所謂はやり眼	三〇
第四章 「トラホーム」の豫防法	三三
第五章 手淫と眼病との關係	四一
第六章 血族結婚と眼病との關係	四五
第七章 眼と酒飲	五〇



第八章	眼と喫煙……………	五
第九章	眼と光りとの關係……………	六〇
第十章	眼病と迷信……………	六四
第十一章	眼病と食餌……………	六六
第十二章	眼病と醫者……………	七三
第十三章	眼病と賣藥……………	七四
第十四章	眼病と病室……………	七七
第十五章	眼と浴湯……………	七九
第十六章	近視眼の豫防……………	八三
第十七章	眼鏡の撰擇法……………	八六

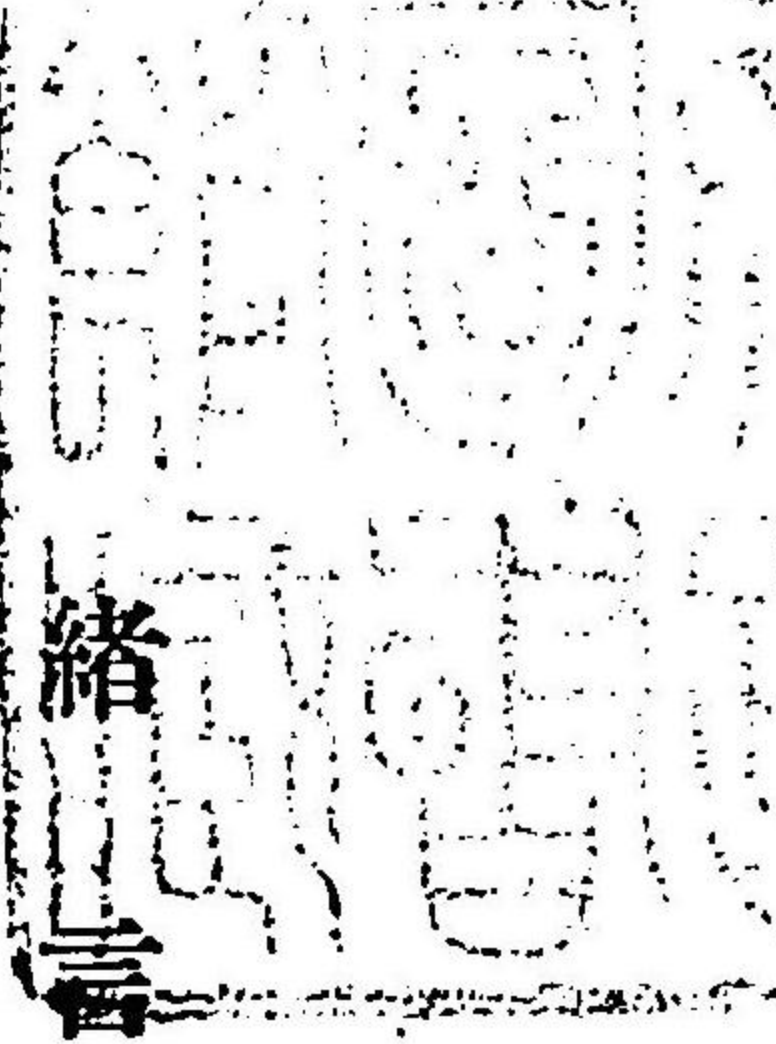
通俗眼の養生法目次終

明治卅八征露の二年初春

著者識



# 通俗眼の養生法



緒言

山縣眼病院院長醫學士 山縣 正雄 校  
山縣眼病院院長 光藤 介 著

眼は恰度軍隊に於ける斥候である、奈何に勇敢なる巨萬の精兵ありとも斥候が穎敏に敵状の偵察を遂げなければ敵を殲伐し得られぬものである、人にありても眼が健明なればこそ各々が其職責を全ふし得るもので若しも盲目たる時は生涯を愁む可き按摩で終らねばならぬ、さらば眼の衛生の必順遵るべきことの大綱を世に紹介して斯の病を



未燃に防ぎ以て個人の福祉を増し延ひては國家の富強を  
圖らんとする誠心と、一には日々治療する患者に對しても  
卑見を述べて其心得法を説き聽かさんと欲するなれども  
奈如せん業務の繁多なる爲め一々詳解を與ふることを許  
さず常に遺憾とする處である茲に於て一冊子を著述し世  
人特に眼病を患ふる者に頒たばとの熱情は遂に自己が休  
養に供へんとする寸暇を偷み聊か實驗を基準とし幾多の  
成書を參酌し餘暇ある毎に筆を執り漸く全稿成るを告ぐ  
るに至つた然しながら世の學問の中でも醫學は深遠なる  
科學であつて到底平易に述べること難く況して淺學無識  
の悲しさ意思を盡し得ず稿を攻めしこと數回に及びしも  
音意を翻さず終に斯の書あるに到たのである元より行文

の不調なるのは予の文學的素養の乏しきに基き又世態上  
意に充たぬことを忌憚なく摘發したのを以て動もすると  
極端に走り特に養生法の必要を紹介せんとする熱心の餘  
り往々露骨に失したる語句を用ゐたる故一般に了解し易  
からぬは大に恨事とする處なれど只再版を期する而已今  
や梓に上るに臨み一言識すと爾云



# 第一章 痲毒と眼病との關係

## (大人の風眼)

俗に風眼と稱へる眼病の劇性悪質なることは人衆な知る處であらう、醫學進歩の明治聖代は縦し知らず、治療の未だ開けぬ時代に於ては一朝此病毒に襲はれるときは十中の九人までは盲目となつたものである、幸に失明を免れたとしても所謂翳を終生に貽して視力の障害を來たし、天賦の瞻明を全くし得ぬ不幸に陥らしめたのである。

人間最大の不幸たる失明を招き其感染力の峻激な風眼とは學名を痲毒性結膜加答兒或は膿漏眼と唱へ其病源は痲毒に基因するものである、この病の發生を根本的に防ぐ

には先づ痲病傳播の中心と見做されてある公娼賣春婦の取締等行政法の一層嚴密ならんこと、其筋の反省を煩すべきであるか又個人に於ける謹慎が肝要である、茲に豫防法を述べんとするに先んじて此痲毒眼の由來と症狀の大要を記さん、

發生の由來 痲毒眼は體內から發するものは殆どない彼の痲病を患ふるもの、膿で汚れたる手指、布巾、衣服、器具等を不知不識の間に眼に觸れたるに基くことが主である、時として湯屋の浴槽或は貸手拭等の媒介する事もある、又不注意な醫者看護人或は産婆等が痲毒患者を診檢したる汚穢の手指によりて傳染せしめた例もある、兎に角膿の中にはナイセル氏の發見に係わる双球微菌(ゴノコクケン)と稱



ふる播殖力の旺盛な微菌が幾百萬も棲息し之が毒勢を逞  
ふするのである、本病は通常二十才乃至三十才の者に發生  
することが最も多い之畢竟此青年の時期に在りては彼の

病毒の培養地とも見做す可き  
花柳の巷に耽る結果得て痲病  
を招く之多きが故であらう父  
は淫逸に依て痲毒を受け其兒  
其毒に感じて終生盲目となり  
妻又感じて明を失ひ家を放逐  
せられたる如き慘憺たる悲況  
は吾人が常に見聞する處であ  
る嗚呼怖る可きは痲病……

若しも病毒が眼の中に浸入すると短きは數時間長きも  
三日間の潜伏期すべての病氣には潜伏期と云ふて病に感  
じてから病の發する迄には若干日の猶豫がある(を)經て、初  
期は只普通のはやり眼のやうに眼球が赤くなりて何とな  
く一種の感覺と涙が出る位であるが約二十四時間を經  
過すると瞼は次第に腫れて赤くなり遂には眼瞼を開くこ  
とが能はぬやうに爲り疼痛が加わる、初めは稍々淡赤色を  
帯びた涙が頻りに流れ出るも漸々と乳様次ぎに黄色膿稠  
の膿と爲り其量の多く後には滾々湧出して顔面に滴り流  
れて拭ふに暇なきに至る、此時期に於て病魔は毒勢を熾ん  
にして角膜まで浸蝕し先づ其表面を溷濁し次で潰瘍とな  
り遂には角膜面を破潰して虹彩が突出し或は眼球全體に



膿が回り脳病まで惹き起すことがある、さなくば眼球は萎縮して生涯掩ふ能わぬ醜き容貌に終局するのである、若し初期に於て完全の處置を施し得たなれば或は視力の恢復を得るなれども大抵は幾千の障害は免れず音失明てふ災難を脱し得たるに甘んぜねばならぬ。

豫防法 謂ふまでもなく斯かる恐るべく忌むべき病毒を需めぬやう慎むべきは人間品性上の公德である萬一痲病に罹りたる男又は白帶下ある女子は實に之が治療法と清潔法とを忽せしにてはならぬ、これに觸れたる手指は勿論汚染の疑ある布片器械什器等は直ちに熱湯を灌ひて洗淨し特に藥品なれば五十倍乃至百倍の石炭酸或は壹千倍の昇汞水を以て消毒するのが良ろしい。

病氣の輕重を論せず賣藥などを以て姑息な手療治を企つることは決してならぬ大怪我がの源である直ちに醫師の診斷を需めて其風眼なることが確定せば可及的一室に隔離して手拭ハンカチ洗面器夜具に至るまで別個にし、決して混用せぬやう注意を怠らず看護者も一人で擔當せしむるのが良い、往々一家擧つて感染した例もある、又患者其人も周到綿密に注意して他人へ傳染せぬやう努むべきが義務であらう、

主人の禪を洗濯した爲めに妻君や下婢が此病ひを發生した實驗もある、又湯屋で手拭を混用した爲め此災害を蒙りた實驗もある、これ等は戒心せねばならぬ、本病は大概一眼特に右眼を襲ふことが多い、若し一眼已に犯された時は



他眼に傳染せぬやう飽までも豫防を忽にしてはならぬ之は醫術上では健眼に密封繃帯を施すなれど自己に於ても穢れた手指を觸れぬやうするのは勿論、鼻梁を越へて膿の流れ入らぬやう意を用ゐ、臥る時は枕を患側にするなども豫防の一である。

○孩兒の風眼

小兒特に初生兒の風眼は寧大人より多くて亦極めて猛烈であつて若し手當が遅れるか又は療治が不適當である時は失明てふ悲境に陥らしむるのである、眼科の大醫フックル氏の説に現に歐洲だけに初生兒膿漏眼の爲めに失明せるものが少なくとも三萬人あらうと云ふて居る實に驚く

可きことではあるまいか、予は熱心に世の子女が父たり母たるものに警戒を促して止まぬのである。孩兒の風眼も矢張り痲毒が原因である、然らば如何なる徑路に依り發する乎と言へば彼の分娩の際曾て母が痲病に罹りて居る時は其膿が産道に於て眼に這入て起るのである、但痲毒のみでない、白帶下の汁によりても風眼が起る、さらば其母に痲病がないからと言ふて其兒に風眼が起らぬと斷言は出来ぬ、又風眼を發したから其母に必ず痲病や白帶下があると保證も出来ぬ、何となれば生後數日或は十數日を経て後ち突然風眼を發したものは其母或は乳母又は附添人の汚れたる手指が眼に觸れて發したかも知れぬ、さて眞に出産の時に感染したものは生後五日までに發



生ずる就中生後三日目又は五日目に發するのが最も多い、  
之に反して一週日後に發したものは大抵母或は乳母、附添  
人などの不注意から生殖器の分泌物が眼に這入りたるが  
原因であらう、其症状は大人のものとは大差はないが眼瞼の  
腫れなどは一層劇しく、流れるやうに眼から膿が出る故に  
初生兒膿漏と名がついてある。

先づ妊婦にして痲病消喝あるものは分娩までに療治を  
需めねばならぬ、又病毒の有無に關らず出産に臨みては消  
毒液を以て母の生殖器の内外をよく洗滌し、既に兒が生れ  
て所謂うぶ湯を使ふ時は決して其湯で兒の顔を洗はず、眼  
竝に其まわりは別の清水を以て町唾に洗ひ清潔な軟い布  
たとへば殺菌消毒したカーゼ綿を以て清く拭ふのが良い、

尙出産後にも母若しくは附添の婦人或は乳母などから病  
毒即ち生殖器の分泌物を孩兒の眼に傳へぬやうに注意す  
るのが必要である、それは第一嬰兒の褥を別個にして産褥  
中は哺乳時の外は母に接近させぬやう他人も穢れたる手  
を以て顔殊に眼に觸れてはならぬ。

こゝに警告すべきことは日本では一ツの習慣として生後  
眼球が赤くなりて目脂が出るとのぼせ眼と稱へて乳汁を  
搾り込み或は五香で洗ふたり、又は目脂を舐めなどしこれ  
が療治を忽にして遂に可愛の孩兒は既に角膜の壞爛する  
に至り慌てし醫家の門を叩くも、はや時機を失し如何とも  
する能はず罪も無い小兒が生れながら天日の光りを見る  
ことを得ぬやうな不幸は日常に目撃する、何んと野蠻も甚



しいことではないか、若しも輕微たりとも眼脂の分泌ある時は逸く醫者に診療を乞ふて未發に防禦せねばならぬ必ずく姑息なことでして後來悔ぬやうするのが必要である、之れ世上既婚の紳士淑女況して無教育者を警醒せんとする所以である。

今日では初生兒風眼を未發に防ぎ不幸なる淵に沈まんとするものを救済し得る聖法がある、此法は今より二十年ほど前に獨逸國のライプチヒ市のクレデーといふ人の發見した法で即ち出産後直ちに軽く眼を開て五十倍の硝酸銀水を一滴宛兩眼内へたらすのである、此法の行はれぬ前には千人の孩兒中百〇八人の風眼患者を出した割合であつたが此法の行はれたる後には千人中僅

か一人乃至二人の風眼患者を出した割合であるさうな、まことに人生幸福の賜である、此法は醫士若くば産婆のすべきことであるが日本では醫者以外には許されて無い、醫家も少數のものゝ實行するに過ぎずして億兆の生兒も未だ此恩澤に浴することが出来ぬ、是非本邦に於ても一日も早く之れが法令を布ひて斷行せられ、宇内一般に普及せられんことを望ましい、彼の盲啞院の設ありて世の可憐兒を救ふのは美舉ではあるが夫れよりは其盲せんとするものを救済すべきか社會の大計であらう。



## 第二章 梅毒と眼病の關係

梅毒とは一種の觸接傳染病であつて、初期は疳瘡、横痃の如き單に局所に止まる病なれど其毒質が蔓延するに従つて身體の諸部は所として犯されぬ個所なく特異なる炎症を起し或は腫物(新生物)を生じ尙病毒進行するに於ては精神の變狀を來し、知覺を失ひ、運動を害し、營養を損これ、終には生命をも奪ふに至る、幸にして斯かる禍を免れても鼻は落ち、肉は飛び、髮は抜け、醜き容貌に變化するか又は臟器に病毒を及ぼし若くは骨幹腐朽して不具廢疾に陥らしむ等は免れ難いのである、尙々其病毒は自分一己が惱むのみならず妻女に傳へ、累を子孫にまで遺すに至るのである。

就中視器は實に梅毒の好むで犯し易き個所であつて之れが爲めに失明するものは寡くはない、特に眼底病(俗間にこひと稱へるもの)で盲目に陥るもの、三分の二は此梅毒に原因すと曰ふても敢て過言であるまい、然るに風眼のやうに急劇ならず徐々に發生して緩慢に經過する故一般に之れを怖れる觀念が薄く自ら治療を等閑にする傾きがあるのは實に寒心すべきことである、今茲に傳染の經過と豫防法を誌す前に梅毒の眼病に於ける關係を各部位に就て大要を述べん。

一、眼險及結膜(險の裏)に發する梅毒は我國では極めて罕である、之れ歐洲諸國に蠻行せる彼の接吻の行はれぬ功德であつて洵に悦ぶべき事である。



二、角膜(黒玉)

二、角膜(黒玉) に發生するを實質性角膜炎と云ふて大抵は五六才から二十才までに發起し遺傳梅毒に基くものが主なる原因である、即ち角膜の實質が溷濁するもので最初は薄き濁りなれど漸々濃くなりて後には磨り硝子のやうになる、其溷濁の度に應じて視力の障害を來し、高度に達する時は咫尺を辨じ難きに至る、尙羞明は患者の最も苦しむ處で、甚しくなれば瞼を開くことが出來ぬやうになり、遂には暗室内に籠居して光輝を避け、流涙も亦盛んになり苦煩するに至るのである。

三、虹彩(茶目)

三、虹彩(茶目) は梅毒の好發する部位で、彼の虹彩炎の原因は殆ど梅毒なりと云ふほどである、主症候は角膜を周擁する充血と、疼痛特に夜間に増劇する痛覺、羞明、流涙、視力の障害である、此病氣は初期に於て治療適當なれば無害に治癒すれど療法全からぬ場合には滲出物の爲め虹彩が後方の水晶體に癒着するか或は瞳孔縁(ヒトミ)が互に癒着して瞳孔を閉鎖して視力を障害し尙將來に大患縁内障を繼發するものである、其外虹彩に黄色又は黄白色の粟粒大の梅毒性結節を生ずることがある。

四、毛様體

四、毛様體の病氣は虹彩より波及するものであつて其症狀は虹彩炎と略同一なれど其痛みに至りては一層劇烈であつて痛楚に堪へ難く患者は苦しみ煩ふのである。五、硝子體(眼球内容の液體)に濁りを生じ物を視るに煙霧に被れたるやうになり或は白色の壁などを看る時は蚊虻の飛動する如く感じ、其溷濁の度に比例して視力は障

五、硝子體(眼球内容の液體)



六、網膜及脈絡膜

害せられ甚しきに至りては明暗をも辨じ難きに至るのである。  
六、網膜及脈絡膜に梅毒性炎症所謂そこひを發する時は眼前に黒色の暗點を生じ或は火光の閃くの認め或は火氣の浮動するやうな感覺或は物を見るに大小長短を誤り視力は漸々に減退して終には烏羽玉をも別ち難くなるのである。

七、視神經

七、視神經に病毒侵入する時は網膜炎を發す之れも略同症状を呈するなれど病勢更に進行して神經纖維の消耗するに至るときは視力衰へて全く明を失ひ所謂開き盲となるのである。

八、眼筋

八、眼筋…眼球の運動を主宰する筋肉が六個ある是に分

布してある神經の中樞或は腦底又は神經の通過する道路に於て病變を起すときは運動に不平均を來して斜視(やぶにらみ)となり物像は重複に見え又調節の機能を失して近物作業を爲すことが困難となる。

九其他眼窩の骨膜に炎症又は眼窩内に梅毒性腫物を生じて種々の疾病を發し甚しきに至りては眼球を突出せしむる事がある。

病毒に就ては今尙不明に屬してをるも種々な原因に依りて容易に傳染することは疑ふ可からず又先天に母體の胎内に於て之れが毒性を稟受することは明である夫れ梅毒は人界の貴賤と貧富とを問はず傳染する機會は不潔の交接接吻器具(食器煙管等)種痘或は創痕又は有毒乳母の授乳



等である。就中主なるは彼の賣淫に一大原因するものにして以下順次述べん讀者或は思ひ半ばに過ぐる事であらう。今茲に一男子ありて陰部に梅毒の初徴ありと假定し、此者と交接したる女子は必ず其毒を局部に得るならん、既に是を得たる賣春婦、爾來遊ぶの嫖客は之れに觸るゝ毎に此毒に染み更に又他に傳へ遂に普く流布せしむるのである、又口唇、口腔に梅毒占居するものと接吻を爲す時は其唇又毒を得るならん、尙飲料、喫食器具の混用によりて此毒に感染することがある、彼の宿屋、飲食店、下宿屋、寄宿舎、兵營、監獄等に於ける茶碗、箸、皿等又は停車場、劇場、寄席など衆人群集場に備附けの水呑器及茶碗、特に宴會に於ける献酬する酒盃、又吹管の亂用等は不明の裡に傳染を媒介するものである。

つて實に恐る可きこと、敢て不潔の交合に讓らぬ醫家の不注意に依り或梅毒患者に用ゐたる醫療機械の消毒を忽せにしたるものを第二の患者に轉用して該病を傳染せしむることもあり或は梅毒性種痘兒の痘漿を採りて之れを接種して小兒を梅毒性とならしむることもある(現今では牛痘苗を専用する故此弊害は稀である)其他理髮店の剃刀、消毒の結果感染した例もある、又乳母に依り乳兒を梅毒體質とならしむ等である、如上は單へに道德上の頹敗と社會制裁の不全と衛生制度の不備なるに基くことではあるまい乎、

本病は専ら花柳社會に傳播する病氣である故に自然之れを患ふるものは大に恥辱として隠蔽し、多くは坊間鬻く



處の賣薬に托し暗裡に手療治を企て其局所の症状一時減退せし時は既に全く癒へたるものと自覺し將に來らんとする大害を省るもの絶へて無し洵に戒べき事柄である即ち時期を誤らず適當なる療法を驅つてこれが退治法を講ぜざるに於ては其毒力は全身を侵害するものである聞説く各病院に於ける年々の統計は梅毒病患者第一位を表示し特に軍人社會に於ける花柳病は實に猖獗にして之れが爲め軍務に堪へず兵役を免除せらるゝものすらありと嗚呼此軍國多事の秋に際したる青年輩よ酒色に溺れ淫逸に耽りて惡毒に感染し不明の裡に國家勢力の消耗を知らざるは實に慷慨に耐へざる次第である啻に視官に於ける而已ならず之れが殲滅策を講ず可きことが今日の急務であ

らう。

敢て社會の猛省を促さんとするは彼の主要原因と見做されたる賣淫問題である、一時廢娼論者勃興して世上の耳目を聳動せしめ宗教家及教育家等は専ら議論を戦わした而しながら之れ外見は誠に善美の舉であるけれども人間の保健と一には社會の程度を腦裡に措かず單に道徳を基礎としたる觀察に止まる所謂炬燵論に涉り爲めに今日實蹟を收め得ぬのは寔に遺憾の限りである。然らば公許せる娼妓に於ける検査法取締法の如何に至りては吾人の喙を容るべきところでなければ満足が出來ぬのである。即ち一週一回乃至二回の検査を施して豫防足れりとなすも之れが検査醫たるものは多くは専門醫に非ず況して少數の醫



師にして多人数の検査を短時間に了へねばならぬので勢  
ひ粗漏に流れる虞れがある然らば有毒者を無毒者と誤診  
することは圖り難く嫖客たる公衆其危険を慮らねばなる  
まい。

公娼にありては形式にしる検査法の實施があるも彼の  
藝妓酌婦特に下等淫賣婦に至りては其害毒は多大である、  
本邦聊か見る處ありて明治卅三年六月法律第八十四號を  
以て密賣淫の犯罪者に對し検査すべきことの發布ありし  
は賀すべきことであるが之れは只現行犯に對したる行政  
執行法に過ぎず予は寧ろ藝妓酌婦等は總て公然健康診査の  
厲行を希望する極端論者である尙々下等密賣者の取締に  
就ては更に一層嚴重ならんこと當局者を煩すべきである。

○遺傳梅毒に基く眼病

前章既に述べたる如く有梅毒の父母は其毒性を其兒に  
傳へる是を遺傳梅毒と云ふのである然れども多くは胎内  
に在るに當り流産早産に依り天日の明を頂き得ぬ若しも  
成規の分娩を以て産出してても生育を遂げ得ぬか或は完全  
の發育を爲すことは少ない幸に壽命を保ち得ても其嬰兒  
は顔貌は憔悴して蒼白色を呈し呱呱の聲も力なく體軀も  
完備せず皮膚は皺襞多く手掌及足趾は一種の光澤を帯び、  
臀部に紅斑を呈し、口角に皸裂を生じ、哺乳も亦少量である。  
眼に在りては角膜虹彩脈絡膜等に炎症を發し、特に眼瞼  
は糜爛して消瘍を生じ治癒するも其癍痕の爲めに外翳し



て醜き相貌を呈す、又生育を経て六七才の年齢に至りなば、  
角膜炎を發するのである。

豫防法。獨逸國では一旦梅毒を患へたる者は、ある一定年  
を經過するまで結婚を制限せらるゝ民法がありと？又自  
己が傳染病たることを知つて人に傳染せしめたるものは  
歐打創傷罪とし處せらるゝ刑法もあるとの事だが實に至  
當のことと思ふ、兎に角其毒に感じた者は一定時を経ざれ  
ば決して妻を娶らず又夫に嫁してはならぬ、先づ初感後少  
なくとも三ヶ年間嚴正なる驅梅毒療法を施し最後の症狀が  
去りてより尙一ヶ年間異常なく經過するに至つたなれば  
其時初めて婚姻して可い、最早此時期には恐らく遺傳する  
虞れはあるまい、萬一結婚成るの後梅毒に感じた時は妻は

一時遠ければならぬ、既に傳へて其症狀が現れた場合或は  
早産、流産等が相繼ぐことがある時は、夫妻共に綿密な驅梅  
治療を求め、又其婦妊娠中に感染した時は直ちに充分な療  
法を施さねばならぬ、然らざる時は胎兒必ず其病毒に感ず  
る危険がある、仍て梅毒を患ふる人が驅梅毒法を講ずべきこ  
とは一は國家一は子孫に對する義務であらう。



第三章 所謂はやり眼

醫者が結膜加答兒と云ふ眼病を民間でははやり眼、ちめ、  
 のぼせ、眼など稱へる、此病は春秋の二季に交々流行するも  
 ので傳染する性質があつて一家舉つてこれに犯され、又學  
 校などで大流行する場合には休校せねばならぬやうなこ  
 ともある、兎に角この病の主なる原因は空氣の感應である、  
 或る氣候に於ては最も多く發生する殊に氣管の病、感冒な  
 どに罹り易き季節即ち早春、晩秋に於て著しく流行する、其  
 他不潔の家屋に住居するものは多く患へる、即ち塵埃、煤煙  
 等を多量に含む空氣が眼に這入りたとき又は狹隘の室内  
 に多人数群居するときにも發生する。

本病の輕るき者は眼瞼、結膜が腫れて赤くなり、眼脂が分  
 泌し、涙は流れ出る位なれど重症のものは灼くが如く刺  
 すが如く恰ど異物の篋まりあるやうに感覺し、眼脂は益々  
 多くて朝床を起るときは眼脂の爲めに睫毛膠着して濕潤  
 せざれば瞼を開くことが出来ぬ、又光りに對するときは不  
 快の念が一層甚しく就業に堪へられぬやうになる、尙病勢  
 進むときは眼瞼は糜爛し或は角膜まで犯されるもので、輕  
 ろんずることのできぬ病氣である。  
 先づ豫防としては起臥する處の家屋の衛生に注意する  
 ことが肝要である、即ち屋舎の戸障子、窓などは毎朝開け放  
 ちて新鮮の空氣を流通せしめ、且掃除をよくして塵埃を留  
 めぬやうするは勿論、炊事場に於ける煤煙の排通の道を測



り、又喫煙は屋外か或は氣流の良ろしき一室を限りてなすべく、又外出散步の時は塵、小砂等の眼に這入ぬやう注意し常に清水、微温湯を以て眼を清潔に洗ふのがよろしい、既に犯されたときは手拭、盥などは他の健康者と區別し、眼を過度に使用せぬやう、又夜間燈火の下に業を執ることは禁じ、食餌に意を用ゐる専ら醫療を加へねばならぬ、尙學校で本病に罹りたる生徒ある時は全く癒へて涙及目脂の出ざるに至るまで登校を禁じ、又孤兒院、監獄、兵營などでは患者を隔離する必要がある

#### 第四章 「トラホーム」の豫防法

「トラホーム」に就ては後日更に著述しやうと思ふ仍て茲には單に豫防法の梗概を摘み書きするまで。

「トラホーム」が獐猛の眼病たることは今更言ふまでもなきことだが、近來其跋扈することは實にすさまじいもので、全國到處所これが患者を見ざることはない、特に貧民社會に最も猖獗を極め、多くは中年強壯の有爲の人を犯し、年々盲目に陥らしむることは多いのである、又丁年者にしてこれが爲め國務に堪へぬものも算なきほどであるとは洵に慨嘆すべき次第である、而してこの病は直接傳染のもの故、個人的衛生が進むで來たならば自然撲滅さすことも出



來るであらうが今日では未だ中々のことである、即ち日本人は概して衛生思想に乏しく又當局者に在りても存外暢氣である故得てかゝる悪病は其勢を愆にするのであらう、殖産も強兵も健康なればこそ得らるゝものである、されば其筋に於てもこれが善後策を講ず可きが國家に對する急務であらう、況して己人に在りては衛生を重むずべきは勿論である、仍て次に公衆的衛生と個人的衛生の二要を記す。

〔甲〕 公衆的衛生

公衆の衛生に就ては吾人が希望すべき事又注意を促さんとすること決して二三で無いが主なるものだけ左

(イ) 街路の衛生 日本に列舉せん日本の道路は修築が不完全であるから雨が降ると一面に泥濘の道となり、それが天氣になるときは乾燥して砂煙を立てる仍て都會の如き行通頻繁な路は公衆衛生の上から充分の注意を加へ、出來得る限りは石を敷くか或は煉瓦疊みにし尙ほ水を常に撒ひて塵埃の上らぬやうせねばならぬ、これは只「トラホーム」の爲めのみで無く各種傳染病の微菌を防ぐ上にも大なる利益があるのである。

(ロ) 浴場の衛生 これは眼と浴湯の章に述べてある故省略す。

(ハ) 学校の衛生 学校は「トラホーム」傳播の中心とも見做さ



(二)

群集して騒ぎ廻る爲めに塵埃が立つ言ふまでもなく運動場は砂利を敷くかさなくば時々水を撒かねばならぬ、其他校舎の清潔をはかることも必要である、即ち塵埃の散亂を防ぐのである、これは舎内は空氣の流通を良くし生徒の上草履靴などを禁じ床板は常に拭き掃除をして清潔を保ち、又少しでも目脂あるもの、疑似トラホームの生徒は健康の者と隔離して遊戯も地域を制限し必ず接近せしめぬやう注意をせねばならぬ、尙物品の貸借特に手拭ハンカチの類は各々一個宛携帯せしめ亂用を監督する等が教師たる者の責任であらう。

衆人群集場の衛生も必要である、則ち劇場寄席乃至は工場旅館停車場汽船汽車乗合馬車等は多人數集合する

三六  
 れてあるだけ、夫れだけ患兒も多い、畢竟少年の時は一般の傳染病に襲はれ易く、殊に「トラホーム」は觸接傳染する病である故、群集遊戯の際などは互に接近するのを以て其機會に傳播するものであるから、學校教師たるものは飽まで衛生思想を養ひ、この間の注意を忽せにしてはならぬ、又學校衛生に擧がる校醫に於ては非常の熱心と學理とを應用し撲滅策を圖らねばならぬ。

校醫は少なくとも一週一回の健康診断を行ひ「トラホーム」の著しいものは一時登校を禁じて充分の治療を施し再び危険に陥る虞れ無しと認むるまで登校させてはならぬ、

現今の學校運動場は甚だ不完備で、毎日多數の生徒が



場所には「トラホーム」の傳播すること甚しいものなれば其筋でも取締を一層厳密せねばならぬ。  
(ホ) 理髮店の衛生 理髮の器具不消毒のものは各種傳染病の傳播を媒介し又毛髮の散亂したるものは人身の毛につき易く、さすれば自然これを手に觸れ其手が眼口に這入るもので其結果は種々の疾病を惹き起さしむるものである。彼の禿頭病流行時代には其筋の干涉も嚴重であつたから従つて消毒の法も行はれていたが近來は怠つて來た傾きが見える。是非監督して厲行の實を願ふのである。

乙 個人的衛生

己人が衛生上に注意すると否とに依り失明の如き禍害を免るゝものであれば飽までも衛生に熱心せねばならぬ。元來この病氣は不潔に基く流行病であれば、まづ第一に身體は日々入浴して清潔に保たねばならぬ。併し日本の浴場は混浴である故よほど注意を加へ、浴槽の中では首から上は決して洗ふ可からず、顔頭部は必ずかゝり湯の新らしきものを用ゐる尙ほ湯桶は可及的携へ行き、かき手拭を借ることとは必ず、爲しては不可ない。是非とも各自専用の手拭を携帯することを要す。  
就中手は極めて清潔にしなければならぬ。即ち使用の道が多、ただ自然に不潔となり易くしてこれが眼に觸れるときは病ひの媒介者となるのである。仍て爪は短く剪りて



垢の溜らぬやうにし、時々洗ひ淨めることが必要である、無論衣服も不潔物の附着し易いもの故常に洗濯したものを  
用ゐねばならぬ、

次に眼病者に接近せざることは元より若しも家族の中に患者あるときは室を隔離し又器具は何品も別個にし、平日でも盥手拭は各人一個宛備附けることが肝要である、道を歩くときは塵埃小砂が眼に這入らぬやう用心し防護眼鏡を用ゐ、家に歸つて來たときは清水か又は微温湯で眼を洗ふのが良ろしい。

第五章 手淫と眼病との關係

人慾の中淫慾ほど勢力あるものはない、其慾心の奔逸して制し難きときは自然に悖りたる醜行或は道德外の行爲をなすに至るものである、特に青年の男子、妙齡女子の間には手淫てふ忌むべき悪習が行はれてある、世には其怖るべき害毒を悟りながら、これが犠牲となるものは實に夥しいものである、血氣の輩にして情慾の勃興するのは自然の理である、畢竟克己心の乏しきに基き斯かる醜行をなすものである、又一ツには交接に比し花柳病の感染する虞れなき利ありとして行ふものもあり或は放逸の世評を厭みて爲すものもあらう、兎に角これは秘密に又輕易に行はれて



其慾心を充たし得られるのを以て不知不識回数を重ね自然亂行するに至り其結果は顔面は蒼白色に變じ貧血質と爲り營養も害せられ心臓の動悸は増し虚弱の體質となる、特に神經の遲鈍となりて恍惚の容貌を呈し常に愉快なる精神を保つこと能はず記憶力思考力に乏しく又頭部に壓重及逆上不眠若くは嗜眠多夢食氣振わざるなど神經の衰弱症に陥り終には陰痿症となりて交接することも能はぬやうになるものである。

眼に於ては頑固の結膜充血を來し劇しき羞臉或は眼前に火光の閃發するのを感じ眼瞼の痙攣又は痲痺を發し調節力は減少し特に眼精は疲勞し視る力も大に障害せらるゝものである。

斯かる醜行は皆情慾を抑制し能はぬより出でしものと、且つは秘密に行ふもの故これを制止することは實際に於てよほど困難なるもので、只精神的教育に依りて自戒むるより外に良案もなきものなれども春氣發動する時期に達したる青年は務めて屋外運動を奨励し必ず閑居せしめざるやう注意せねばならぬ、即ち座居久しきに涉るときは陰部に充血を來し又徒然はこれが動機を興へ不善をなすに至るのである、即ち運動散步の如きは精神を慰むるのみならず筋肉を動作せしめ自血液の循環を一變せしむる等、これが発動を防ぎ得るものである、又清淨潔白なる少年、青年、將處女は猥まじき談話は斷じて耳に入れぬやう、特に醜行の流行する場所には近づけざるやう監督せねばならぬ、其



### 第六章 血族結婚と眼病との關係

今の民法には直系血族又ハ三親等内ノ傍系血族ノ間ニ於テハ婚姻ヲ爲スコトヲ得ズ又直系姻族ノ間ニ於テハ婚姻ヲナスコトヲ得ズ（民法第七百六十九條）とあり然れども法律の制裁なき以前では重縁は慶事なりとし又一ツには經濟主義より血族結婚が盛んに行はれたものである其弊害は一家一門に止まらず終には社會にまで及ぶのである何となれば斯かる配偶に依つて生れたる兒女の多くは或は痴呆聾啞或は畸形兒兔唇指趾の贅生或は眼目の變形等不具癈疾たるのを免れぬ而已ならず不妊夭折等の不幸を來すのである。

他卑劣の發動を促がす如き萬般の物件（春畫の如きものは必ず身邊を遠ざくるを要す既に之れを犯すものを發見した時は醫者に請ふて其弊害たることを溫言に説諭して改悛させねばならぬ。

日常冷水の座浴冷水の全身摩擦法は賞用すべきものである若しも情慾發動して制し難きときは務めて意思を他に轉ずるか或は局部に冷水を灌ぎ以て抑へねばならぬ。

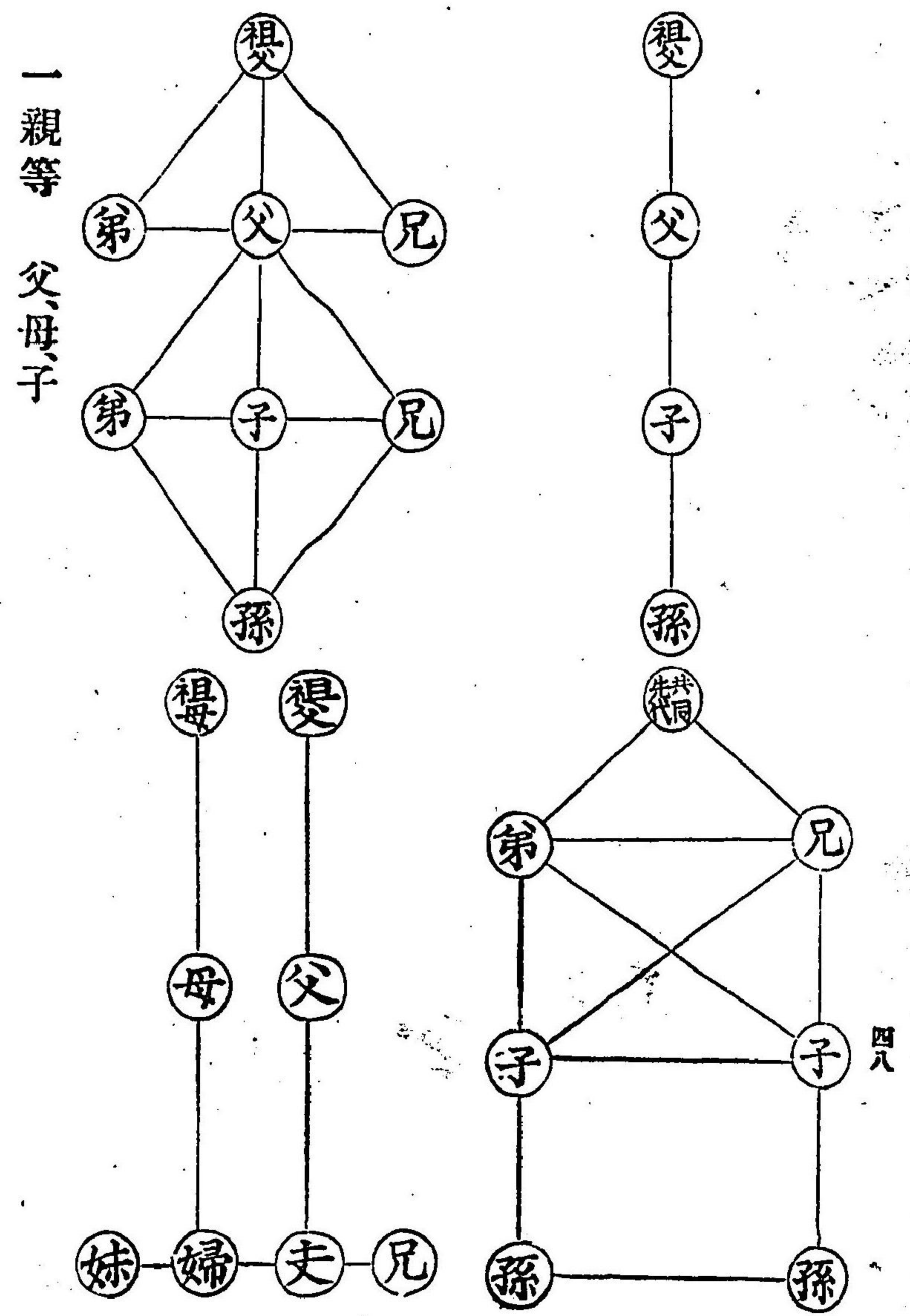


眼に在りては色素性網膜炎と名け此血族結婚に原因して發する憐む可き恐る可き眼底病がある本病は通常男子に多く且つ兩眼共に犯されるもので之れを患ふるものは夙く少年の頃より黄昏又は照光の弱きケ所夜間に至りては視力著しく衰へ他人の扶けに依らざれば一步もする能はず加ふるに視界はいよ／＼狭くなり丁度竹筒を覗く如く歩行はトボ／＼して甚だ困難になり遂には盲目に陥るものである。

一旦本病を發するときは萬般の療法も其効空しく失明は到底免るゝこと能はぬもので其血族結婚の弊害は實に偉大なるものである然るに古來固陋者の間に遂げられたる血族婚姻の因襲も法律の制裁と一ツには社會人智の進

歩に伴ふて矯正せられつゝある故將來に於ては斯かる怖る可き疾病を芟除せられ得べきは國家の爲め嘉みすべき慶事であるさりながら既に遂行せられたる障害は迎も一掃すること難く尙意を安んずるに至らぬ希は法律を布ひて三親等以下も斷然禁止せられんこと切望に堪へぬ。今参考の爲め民法上の親屬を左に示し尙終りに歐洲各國の結婚條例の一斑を摘記せん。





二親等 祖父母、外祖父母、兄弟、姊妹、孫  
 三親等 曾祖父母、伯父母、叔父母、姪、甥、曾孫  
 四親等 祖父母、兄弟、從兄弟、從姊妹、姪、甥、子、玄孫  
 五親等 祖父母、兄弟、子、姪、甥、孫、從兄弟、從姊妹、子

各國婚姻條例

英吉利斯	三親等迄
佛蘭西	三親等迄
伊多利	三親等迄
利蘭	三親等迄
澳斯多利亞	三親等迄
瑞西	四親等迄
獨逸	二親等迄
露西亞	七親等迄



第七章 眼と酒飲

「酒なくてなんの己が櫻かな又酒は百薬の長……」の俗句は如何に酒精飲料が世に行はれる嗜好品の主なることを知る可きである、而し適度に用ふればこそ諸般の生活機能を興進して精神も肉體も其疲勞を回復し滋養の品となり、平和の薬ともなる、若しもこれを過用するときは意外の毒力を逞ふして神身共に消耗を招ぎ測り難き障害を來すのである、即ち酒類中に含有する「アルコール」の爲め慢性中毒に陥り、皮膚は蒼白色となり、脂肪は蓄積して肥へ太り、胃は害せられて食慾は減少し、嘔氣(ゲブク)嘔吐を起し、便秘或は下痢を發し、高度に至れば言語は澁滞し、精神は遲鈍とな

り、手足は顫ひ、視聽の錯誤を來し終には痲痺性の痴狂に陥るか、卒中の爲め突然致命するか、又は臟腑にまで浸害せられるのである、尙々飲酒家の裔には先天性痴呆、癲癇、精神病、發育變常の兒など多きに徴しても其害を子孫に傳へることが明である。

就中眼に及ぼす害は彼の結膜及角膜の病氣あるものにして、酒類を飲用するときは血行が旺盛となり、勢ひ炎症が加り、亦アルコール成分の爲め刺戟せられて病勢の増すことは諸士が飲酒した翌日必ず目脂の分泌が多くなることを以て證明が出來得る、特に其毒に中りたるものは視神經を犯され、外見は更に變常を認めなくても所謂「中毒性弱視」を發し、視力は減弱して雲霧の中に在るか、或は煙に被はれ



たる如く朦朧となり眼前に暗點が浮動して視界を遮られ  
終には視力衰へて文字を讀むことも困難となり時として  
は赤色のものを暗色、帶青色、帶黄色に又綠色を灰白色  
白色に見誤ることがある。

諺に酒を狂水だと曰ふが予は寧恐水の語を以てす其害  
毒の身體に及ぼす而已に止まらず飲酒家の多くは徳義も  
衛生も將殖産も其醜陋中には全く感覺無き別人となり從  
つてこれが爲め蒙る國家の影響は中々に少ないことな  
い茲に於て酒なるものは單に保健のみでない社會の安寧  
秩序に向つても大影響するものである聞く外國では夙に法  
律を以て制裁し或は節酒禁酒會を組織して個人的より進  
んで社會的に福祉を計りてをる之に反して吾國の法規は

醜陋中の行爲は不正なるも更に問はず而已ならず路傍に  
醉倒せる奴輩に對しては寧保護を加へるやうであるのは  
呀しい次第である予をして飄せず言はしめたなれば斯か  
る醉漢は徳義に恃る無賴者と見做し又暴酒家は倒産家と  
しても可なるものなれば一定の處罰を加へても敢へて不  
當であるまい宗教家の間には矯正の秩序として禁酒會の  
設備もあれど實に微々たるものであつて飲酒より生ずる  
危害を普く世人に銘知せしめ能はぬ仍て政府は之に向つ  
ても充分の保護を與へ又一方ではアルコール及酒精飲料  
の輸入を防歇し燒酎泡盛等の醸造を禁止し日本酒葡萄酒  
の如き國産は販賣に注意すると同時に苛税を加へ特に日  
本酒中に「アルコール」を混じて販賣する不正品の取締を嚴



重する等は公衆衛生第一の急務であらう。

翻て思ふに既に數年數十年も嗜み來りし習慣を禁止す  
べきやう諭告することも到底實行不可能のことであるが以  
上述べたる弊害の程度は飽まで心得ねばならぬ又日本酒  
の代用として「ビール」葡萄酒を飲用しても可なる哉と諮問  
する人が多い尤も「ビール」は各酒類中で「アルコール」を含む  
分量極めて少量であれど往々舶來ビールは其變敗を防ぐ  
爲め多量の「アルコール」を混合せるものがあり又和製の品  
は何れも未熟であつて完全に醸酵せぬ品が多い尙又葡萄酒  
酒は種々の名稱蜂印地球印藥用甲斐産規那古加扇印を附  
けて體裁を飾り市中に販賣すれど其實粗製の舶來品に着  
色し糖分を混じ巧みに世人を蒙ます模擬品のみと聞く仍て

克己の出來得る限り何種を問はず禁ずるのが良ろしい。



### 第八章 眼と喫煙

煙草を喫好することは寧飲酒以上である、髻髮時代では僅か日本産の刻煙草を燻ゆらしたものがなれど文明進化の今日では専ら巻煙草を用ゐるのを以て其弊害も又大なるものである、この煙草の中には「ニコチン」と云ふ一種の有害成分が含まれてあつて、これが爲め中毒して人身を害するものである、即ち煙草を濫用するときは睡眠を妨げられ、食欲は減じ、動悸が増し、體力は衰へ、記憶力は乏しくなる、就中眼には「煙草弱視」と云ふ眼病が起る、其病状は外觀更に變りはないが視る力が漸々衰へて細かな文字などは見えなくなる、又天氣のよき日或は日中よりは曇天夕景の方がよく

見へる、此眼病は兩眼共に起つて兩眼の視力が略同一に衰へるのが固有である、且又煙草の煙りの中には副産物として酸化炭素と云ふ無形のを多量に含有してをるのを以て健康を害せられ、其他煙りが眼に這入るときは結膜を刺戟する害がある、尙煙草を喫する人は大概酒を嗜好する故一層この「ニコチン」中毒に罹り易い。

煙草の中に「ニコチン」を含む多寡は其種類と製法が異なるに従つて差異を生ずるもので、煙草苳り採り後乾燥するを待て直ちに製造せられたものには多量に含み、永久保存の後に製造する時は「ニコチン」は次第に揮發し反つて芳香佳味を増すものである、生葉では千分中十五乃至九十分を含む比例、兎に角新葉を以て製したるもの又は乾燥不十分に



して濕潤の品は不良で特に舶來品(就中米國産)は概して有害である。

豫防法 我邦に在りても法律の制裁を以て未丁年者の喫煙を禁止せられてあるのは實に賀すべきことである。未丁年者に止まらず一般の普及を望ましいことと之れが實行を見るに到れば一己人の衛生のみならず國家生産上の大利益であれど到底不可能の義なれば出來得る限り喫煙の量を節減し左に述べる諸點に注意して斯かる災害を免れるやう心得ねばならぬ。

煙草の濕潤したるものは其種類の何たるを論ぜずよく乾燥する後用ふべく舶來品は可及的喫せず務めて本邦産の刻煙草を用ゐるがよろしい。刻煙草も長き煙管を用ゐる時

々掃除をせねばならぬ。即ち膩脂の存留するときは甚だ害となる。巻煙草も必ずパイプにて燻らし其三分の二以上に至るまで吸ふ可からず剩りの三分一は必ず取り捨て一旦消して時を経たるものを再び火を點じて喫するのは害が多い。

眼に些少たりとも病氣あるときは長き煙管或はパイプの長きものを用ゐて煙りを眼に入れぬやう注意するを要す。其他喫煙をなすには空氣流通のよき一室を限りてなすべく、寢室、居室にては決して爲さぬが可い。尙又空腹の時竝に食事中に喫するのは良くない。必ず食事の終りたる後にせねばならぬ。



### 第九章 眼と光との關係

眼の光線に於ける關係は重大なものである。太陽から直射する強度の光線は恰度眼底を火傷せしめた如くなりて種々な眼底病を惹き起さしめるもので甚だ危険である。然れども人間の眼は光りが無ければ其機能を失ふものである。つて晝間は日光の恩恵に浴して吾々は作業を營むものなれど夜間は燈火の佑に據らねば盲目同然である。故に人工光線を設く可き必要が起る。これが目的として現今使用せらるゝものには晝をあざむく電氣燈あり、瓦斯燈あり、又これに代ゆるに石油ランプ或は種油燈、蠟燭など數種の陽がある。是等什麼に光力を強くしても大抵は無害である。民

間では煌々たる光りは眼に大害ありとして燈心の極小なるものを撰び務めて薄暗き房裡に生活する習慣があるが衛生の上から論じても良ろしくない。而し餘り光力強さに失しては彼の太陽光線の直射するものと等しきことである。れば注意せねばならぬ。特に電氣燈の中でも弓光電燈の如きものは光力強大なるものであつて光線を射る力も強勢なる故に磨硝子の被蓋を設くるか或は光線を遠ける必要がある。又電流の不均即ち明るくなつたり暗くなつたり、或は油燈蠟燭の如き火焰の振動して閃々するのは業務を執る上の不愉快のみならず其刺戟の爲めに自然眼精を疲労せしめ延ひては頭痛眩暈を起し甚きときは腦病の原因となる。



各種の光線の中で緑色は眼に爽快を與へる之れに反して赤色及黄色は刺戟するのを以て宜しからぬ、されば常用の人工光線中電氣燈は其赤色黄色光線を含むこと最も少なく特に光力も強く火焰の振動もなく熱を發することも少なく又燃燒産物を生ずる虞れが無いのを以て衛生上害なくして之れが右に出るものはない、然れども點燈料の稍々高きと特に都會の土地以外では求むる由もなきこと故代はるに石油ランプが最も適當であらう、即ち總ての點に於て僅かに電燈に劣るけれど瓦斯油燈などに比ぶれば或は優る可き品で、加ふるに廉價であつて如何なる山間僻陬の地に於ても得ること容易く甚だ便利である。

夜間就業する時は燈火と對峙し其炎ほのふから光線の

直射する如きは甚だ害である、依て作業に於ても又讀書の際も燈火は自分の頭の左側約三尺隔て置くのが良し、いさすれば光線の直射を防ぐことは勿論、手暗りにならず且又光線も充分照すことを得るのである。

既に眼疾を患ふるものは日中光線に直接して戶外に作業をし、或は夜間光線に接近して緻密な仕事、若くは書見等は不可である、即ち各種の光りは光明の他に熱を放散するのを以て眼球に灼熱を起し乾燥の感覺を生じ、又頭部には充血、疼痛を發し、勢病機を増進する害がある。



第十章 眼病と迷信

神佛を信仰するのは各自が意思を安ぜんとする人間自然の理性である然れども世の無智文盲の徒輩は迷誤に襲はれ易きもので特に病氣に犯さるゝ時は此感念が一層強くなるものである予は未だ曾て神佛の庇護に據りて病氣を治癒せしめたる證蹟を實見したことがない否其弊害に於ては日常目撃する處であつて各種の疾病中ても眼病ほど人の心を迷はしめるものは外にない従つて其不幸に陥るものも尠なからぬのである、

頑迷家等は祈禱請願を以て専とし絶へて醫治を求めず彼の御水と稱ふる神前に供へ數日を経過したる腐敗の水

を患眼に點滴し或はお籠りとして深山幽谷の佛堂に閉ぢ籠り只讀經三昧に時機を失し終には救ひ得べきものすら不治の盲目に陥らしめたる例は數へ竭くせぬほどあるさて世人が崇拜信仰するは謂も無き社祠佛堂に附隨せる破僧山伏輩の天言に瞞着せられ神の賜ものなりと偽り陰かに藥劑を投じ或は種々方便を巧妙にして金錢を詐取するものありと又幾多の疾病中自然に治癒するやうな輕症をも大袈裟に吹聴して偶々恢復する時は之れ靈驗なりとし、効空しきときは爾の信仰薄き爲なりと遁辭を以て翫弄せられつゝあるも省るものなきは愚昧も甚しき極みである。又擦り佛なるものがあるこれは偶像の眼を擦りては又自分の眼に觸れ斯様に反復して健康ならんことを祈願す



るもので實に危険千萬である、即ち健眼のもの而已なれば  
憂ふるに足らねど、トラホーム、風眼のやうな眼脂の分泌あ  
るものも又これを行ふもの故實に劍呑なこと之れより大  
なるものはない、此蠻行は眼病を傳播する一原因であつて  
心あるもの大に寒心すべきことであらう。

其他俗に咒なるものがある、これも朦味者の間に行はれ  
るものであつて古來の謬傳を信じ種々なる方術を施して  
病を治すてふ迷信の一つである、斯かる野蠻の行爲に誘惑  
せられて不幸の罟に陥らぬやう、荷りにも眼病あるものは  
疾く醫者に治療を乞ひ大事を醸さぬやう未發に防がねば  
ならぬ、又鍼灸は眼病の中炎症の劇しきものに對し消炎療  
法として行ふ場合があれば、罕である、依て醫者の指揮を受

けず無闇に灸點をなすとも効なく寧苦痛を感じる以外に  
害となる。

尙世上眼浚めさらへと云ふ一種の怪しい營業者がある、  
これは紙捻の類を以て眼内へ竄入したる鐵片、鋸屑、魚鱗、粉  
粒、其他石片を摘り出す技術であれど多くは此輩漫りに甘  
言を以て世人を瞞着して金錢を貪り特に眼球に損傷を被  
らしめ測り難き害を與へることがある、若しも眼内へ異物  
の這入りたる時は斯かる姑息なこととして將來の大患を起  
さぬやう直ちに醫者の治療を仰がねばならぬ。



第十一章 眼病と食餌

診察が了るや否や患者より第一の質問を發するものは食物撰擇の如何である、これは眼病と食餌とは密接の關係があるものとして古來傳へた習慣に基く故であらう、人若し眼疾に犯されるときは人體營養の主要たる肉類、牛乳、卵、其他脂肪などを攝ることを嚴禁し單に淡泊の食物のみを執り甚しきに於ては三食共副食物は香の物、梅干而已を用ゐ一方營養の衰頹するものも顧るものがない、尤も吾東洋人種には混合食は缺く可からざるものであるが只口腹を満足し得たと云ふて強ち營養に適へることでない、人身營養に要す可き蛋白質、脂肪、成分、糖分等の比例當を得たる滋養品

を適宜に攝取せねばならぬ、蓋し病魔の勢力と營養とは生存競争をするものであつて營養が衰微すれば病魔は進行するか、さなくば恢復が遂行するものと心得ねばならぬ、民間では精が強ければ病を發し又は病者の身體衰弱する時は從つて病勢も衰退するなどと傳へたのは誤解の極である、茲に於て眼病者に對し滋養食は進むで攝る可し攝らざる可からずとは予が劈頭にする一言である、就中腺病性眼病、胎毒眼、夜盲、其他角膜軟化症、結膜乾燥症など云ふ眼病では絶對的滋養品を攝らねばならぬ。

一般の結膜病(特に眼が赤くなりて、眼脂があり、まぶしく涙流れ、痛みあるもの)角膜及眼底の病には酒類或は刺戟性食物のばせ強き食物は無論良くない、其刺戟性食物即ち辛



烈性の食物は左に示す一斑である。

一、粉芥子 (こがらし)

二、蕃椒 (唐がらし)

三、胡椒 (こせう)

刺戟性食物 四、山椒 (さんせう)

辛辣性のもの 五、カレイ粉

六、山葵 (わさび)

七、生姜 (しやうが)

兎に角辛辣性の食物は避けねばならぬ即ち其刺戟の爲め結膜に充血せしめて病の機轉に影響を及ぼす害がある、魚類は佳良の滋養品であつて進んで用ゐるがよろしけれども總じて青い性質のものより赤色の方を撰ぶがよい獸

肉、鳥肉、これも亦滋養成分に富めるもので無論用ゐねばならぬが時として鯨肉、鵜肉、雉子などは避くるがよろしからう、其外何によらず過熱のものを食用するのはよろしからぬ。



第十二章 眼病と醫者

病氣は初めに當つて治療を乞ふのが最も大切である故  
 自分が信ずる醫者を撰び治療を委ぬることが肝腎である、  
 而かし世上には實力で戦はず種々の卑劣手段を回らし口  
 頭辯舌を巧にして世人を弄び門前相賑ふ醫者もあればこ  
 れ等に誘惑されぬやう可及的専門の醫者に托さねばなら  
 ぬ、即ち診断の確否と處置の如何によりて其經過に大影響  
 を及ぼすものなれば信用ある醫者を撰擇することが最も  
 必要である、苟且にも治療を一任した限りは其醫者の示命  
 に服膺すべきは勿論、自分の所望に叶はぬときは何事も覆  
 藏なく申告し又資問し充分の考案を煩すのが双方の利益

である、熟練の醫者にして經驗多きものは診断の上其疾病  
 が治療に至るべき休養日數を豫告するものなれば其日限  
 間は倦まず撓まず、専心病の驅除を圖らねばならぬ、然るに  
 眼病の如き普通永き經過を執る疾病にありては自己が想  
 像したるより永きに渉るとき或は賣卜者輩の天言に迷ひ  
 醫を轉ずることは随分多いものである、斯かるものは乙よ  
 り丙へ順次轉醫し兎角する内病機は變化して終には治療  
 の方針を誤り自暴自棄の人となりて失明の淵に沈むので  
 ある、故に若しも經過稍々久しきに瀰るとも醫者は元より  
 患者にありては忍耐力を以て治療を加へねばならぬ。



第十三章 眼病と賣藥

世に賣藥なるものは益々行はれつゝある。是は人の注意を牽く爲め多くは症候的に効能ある如く新聞に、街路に其廣告を巧にして跋扈してをる所以である。元來販賣せられてある賣藥其ものは無害無効なるのを以て官許せられてあると聽く従つて其奏効も不確實である否、二三の品は絶對的に功顯なきにしも非ざれど、其用ゐる法を誤るときは意外の災害を招くことがある。兎に角賣藥の爲め禍を招かずとも之に依りて時機を誤り挽回し難き不幸に陥るものは常に實見することにて特に戒む可きことである。

山村僻地の如き醫家に乏しき土地では勢ひ賣藥を求むるか或は草根、木皮に據るは詮なきことなれども、都會の人士にして右に左に容易く醫療を需むる便利あるにも拘らず盛んに賣藥を以て姑息に甘んずるのは洵に愚の極にして大に反省すべきことである。諸多の病の中でも眼病の如きは中流以上のものすら初期には彼の井上めぐすり、精奇水、だらすけなど云ふ賣藥を購ひ自家治療を企つるは珍らしきことでなく、稍々輕快を感じずるときは病ひ癒へたりと油斷するうち病勢は進行して卒然本症候を呈するに及んで周章狼狽醫家を煩すも既に時期を失したる例は常に見る處である。抑も病は最初に適當の療法を加へるときは如何なる重症も未發に防ぎ得らるものなれば、己れの身體を愛するの人は深く感銘して將來の悔みを求めやう慎ま



ねばならぬ。

那邊より傳はりたるものか眼病に罹りたるときは其病性の如何に關らず硼酸水を以て洗眼せば治するものと心得へ薬舗にてこれを需め目分量に溶解して洗眼のみを事とし手療治を企つる者が多い尤も硼酸水の洗奄は害となることはなけれども只此法を専らとして醫治を懈る弊害がある依つて疾病に就ては醫者の示命の外は苟且にも素人考へをなさぬやう所謂生兵法は大怪我の本と心得ねばならぬ。

### 第十四章 眼病と病室

世人の間には眼病でさへあれば強ひて暗室に塗居する弊害がある尤も眼に焮衝が甚しくして微弱の光線と雖も刺戟せられて羞明に耐へぬものは自然暗室療法が必要が起るも其他は概して病室は常に清潔を保ち新鮮なる空氣の流通を圖り且日光の照す室を撰ばねばならぬ即ち暗室の如きは新陳代謝に貴要なる光線を遮閉するから身體の營養を害し延ひては病の經過に害を及ぼすものである故に可成は彼の密室監禁のやうな暗室呻吟を廢止し窓掛を黒布に代ふるか或は淡黒色又は藍色の防光眼鏡を用ふるを可良とする。



素より實布埜里性結膜病急性トラホーム、風眼のやうな  
七六  
傳染力劇しき眼病は一室に隔離し室内には必要以外の物  
品を裝置せず又無用のものゝ叨りに出入するを禁ぜねば  
ならぬ、これは觸接を防ぐのみならず時としては空氣傳染  
の虞あるのを以てである。

第十五章 眼と浴湯

浴湯は眼病患者に於ける關係よりも傳染病特に傳染性  
眼病を傳播せしむるものである、俗間傳へる處を聞くに浴  
湯は新鮮なるものより反つて陳舊なるほど功能があると  
し夜の深くなるを待つて人浴するものが多い、之れ等は誤信  
も甚しい次第である、浴湯は浴客重ぬるに従つて其湯汚穢  
となるもので其浴槽の中には「トラホーム」癩病其他傳染病  
者の病毒が混在してあるものと心得ねばならぬ、又温桶貸  
手拭は一層危険であつて傳染を媒介する主なるものである。  
七九

浴場の取締規則として傳染性皮膚病癩病の如きは入浴



を謝絶するも「トラホーム」風眼、痲病者の入浴を禁止することとは到底實行し得られぬものなれば浴槽ほど不潔で、しかも危険なものはあるまい、故に須く各家毎に浴場を設備せられんことを希望すれど中流以下に於ては不可能の次第である、茲に於て當局者は湯屋業者に對して取締を一層嚴重にし浴槽及湯桶は日々充分な掃除をなさしむるは勿論、一定の年限を以て其期限を經過したるものは使用を禁止し、時々臨検して古きもの不潔なるものは之を破毀し且湯桶、貸手拭等は毎々熱湯を以て消毒を施す等監督の綿密ならんこと敢て乞ふ可きである、又個人に在りても家計の許す限り、閑を得る限り朝又は午前中に沐浴し浴槽中では決して頸以上を洗わぬやう必ずかいら湯を用ふべく、特に湯桶

手拭の如きものは各個必ず携帯し斷じて混用せざること、又止むを得ずして眼病者と同浴する場合は特更注意を加へ手拭の亂用なきやう警戒が肝要である。

浴湯は全身皮膚を清潔にし血液の循環を好くし自精神の安養をなすこと衛生上缺く可からざるものである、幸に日本人は入浴を好み毎日或は隔日にこれを行ふのは洵に健康を保つ好法である、然らば眼病者の入浴に就ては無論衛生上より謂へば進んで執るべきことにして病に向つても不良の影響を及ぼすことも少ないものなれど餘り過熱の永湯は甚だ良ろしくない、寧病性に依り有害である、普通華氏の百度を適當とし一日一回或は隔日一回入浴時間は先づ十分乃至十四五分間より長からず且又入浴はいつれ



八二  
の時刻に行ふも差支へなけれども就眠前食後又は空腹の時は害である。

畢りに敢て一言するのは彼の風眼「トラホーム」其他目脂の分泌ある眼病者の入浴は絶対的に禁じたい、これ單へに病氣に對する影響でなくして公衆の爲めである、即ち斯かる病魔を患ふる者の多くは自己の不注意と不品行より發生したるものなれば他人へ傳播せしめざるやう心得可きことが社會に對する義務ではあるまいか。

### 第十六章 近視眼の豫防

近視眼の多いと少いとを以て其國の文明程度を窺ひ知るとしてをる成程國風が進化して教育と工業が盛んになればソレ丈け近視眼の増すものであれど一方に衛生が行はれて是を防ぎ得べきことが眞正の文明國であらう。

近視眼の發生は遺傳のものを除けば大抵は十二三才より二十五六才までの學生に最も多いものである、即ち我邦も論語や孟子の通讀を以て足れりとした前世紀に於ては絶へて本病を見ざりしも一旦泰西の新風に開化せられてより青年教育の必要が劈頭に生じたと俱に學生は活字を以て編成せられたる書籍或は洋書を誦讀せねばならぬ



故使用する視器の疲労は甚しいもので、迎も舊日の比でない、これに基いて生ずる處の視力の衰弱、即ち近眼と云ふ眼病を新來したのである、一度近視眼となるときは其不便を感ずるとは中々普通なことではなく、宇宙間の萬象も社會の活畫もみな視別すること難く、書物に對しても明瞭でないから、感覺に乏しく、又想像推測等も少ない、故延いては學業を修める上に於て非常な不利益である、尙偶々野外へ散歩しても山川の美も、花月の麗も感ずることが少ないだけ、従つて精神の安養を得ず、不愉快である、仍て社會に活動せんとする青年はこれに襲はれぬやう豫防しなければ折角の六合を呑むの志望も、一眼病の爲め頓挫せらるゝ乎も圖られぬ。

されば其豫防としては第一着に學校衛生を益々完備すること、が急務である、(學校衛生のことに就ては再び論ずる日あらん)其學校に於けるのみならず、家庭に於ける教育も亦甚だ注意を要すべきものである、學生生徒の勞れを回復するのには多くは放校後にあるのを以て、務めて戶外の遊戯を専らとせしめ、宿題、溫習の如きは光線の透射する明るき室若しくは明り煌々たる燈火の下で一定時間を制限させねばならぬ、彼の點燈するには少し早く、さなくば少々暗いと云ふ時刻、即ち夕景黄昏時の書見は、斷じて禁ぜねばならぬ、其他洋書は日光或は燈火の光りを反射する故光源を背後にするのが良ろしい、尙又薄暗い燈火の下で針を取つて裁縫をし、或は編みもの、刺繡を試むる女子は、近視に陥り易



い特に日暮店頭軒下で新聞紙を讀み或は小説を詠むが如きも大に慎まねばならぬ。

兎に角光線の度合に深く注意すべきもので其度が餘りに強き時は眼の疲勞を來たし却て近視を促し又弱きに失するときは物を見るは接近するが故に所謂習慣性近視を起す依て光線は中等度のものを擇び常に左り側より採らねばならぬ其理由は光線が右の方より照らすときは自然影が作られて勢ひ眼の調節機を勞し近視になり易く若しくは近視の度を増さしむるものである。

近視眼は遺傳あるものは最も犯され易くして一度患ふるときは殆ど不治のものであつて其度が進んで高度となるときは突然網膜に出血或は網膜の剝離を來し終には盲

目に陥るものである、されば近視の多きは文明進化の表徴として賀すべきと共に又側面より觀察するときは吾人の心膽を寒からしむる疾病である。



第十七章 眼鏡の撰擇法

眼鏡に用ふる透明體即ち瓊斯には、水晶硝子、雲母、龜甲、支那等のものがある。又レンズには平面、球面、凹面、凸面、圓筒、凹面柱、凸面柱、三稜鏡等あつて其形状は兩側の耳に懸けるものと、鼻に懸けるものがある。而して平面鏡を除く他は皆穹窿或は傾斜に従ひ度数が異なるものである。故眼の調節を補助矯正するには最も適當する度を撰ぶ可く又光線の直射或は塵埃を防ぐ爲め用ふるものは殊更精製の品を撰びこれが爲め却て招く弊害を豫防せねばならぬ。

〔甲〕平面鏡

このレンズには平面なるものと殻狀に彎曲せるものがある。世上には往々眼鏡は眼精を補助するものだとの感念を以て健明の人にして好むでこれを用ふるものがあれど全く無益の事たるのみならず、時としては頭痛、眩暈などを來す害がある。特にハイカラ的の人物間には所謂伊達眼鏡なるものが行はれる。かゝる人は健全なる視器を裏けたるにも拘らず眼鏡を裝用するのを以て遂には其害として大いに視力の障害を招くことがある。爾他途上で見受ける青色、綠色等の俗に「錢九厘もの」と稱へる眼鏡は其製法粗糲の不正品であれば従つて眼精を勞することの甚きものなれば必ず用ゐてはならぬ。されば塵埃を防ぐ目的には極めて精製(獨逸珠)の平面レンズを只屋外だけ用ゐるのが良ろ



しい又眼の焮衝甚しいものゝ光線刺戟を避くる爲め用ゐるには藍色又は淡黒色が適當である。

### 〔乙〕 凹面鏡

凹面鏡は近視を矯正し其視力を補助する唯一の賜ものである。近視の人は此眼鏡無しせば殆ど盲目同然で近視者は眼鏡の爲めに扶けられてをると言ふても過言でない、されば近視を患ふるものはこれが恩典に浴して其自由を補はねばならぬが其眼鏡を撰擇することが最も必要である。往々眼鏡舗にて勝手に求め自分の眼に稍々適せば可なりとして不正のものを願はず使用する人があるがこれは甚だ不心得である。苟且にも近視なることを感ずるときは醫

者の診察を乞ふて果して眞正の近視眼なるや否やを確め近視たるときは精密の視力検査を経て適當するものの特に精製せねばならぬ。即ち眼鏡の適當とするものは幾多の眼鏡中でも明視し得る最も弱度のもを採る可く若しも明視に任かせて高度のもを執るときは意外に近視の度を進めるものである。又既に眼鏡を用ふるものは増進の有無を時々検査を請ふて取り換へねばならぬ。

世上の學者と仰がるゝ仁は近視眼の者多くして日常眼鏡を使用するのを以て若しもこれを用ゐざるときは文盲視せらるゝことはなきかと誤りたる感念より殆ど無用のものが之れを用ゐ得々たるものがあるのは實に嘆すべきことである。



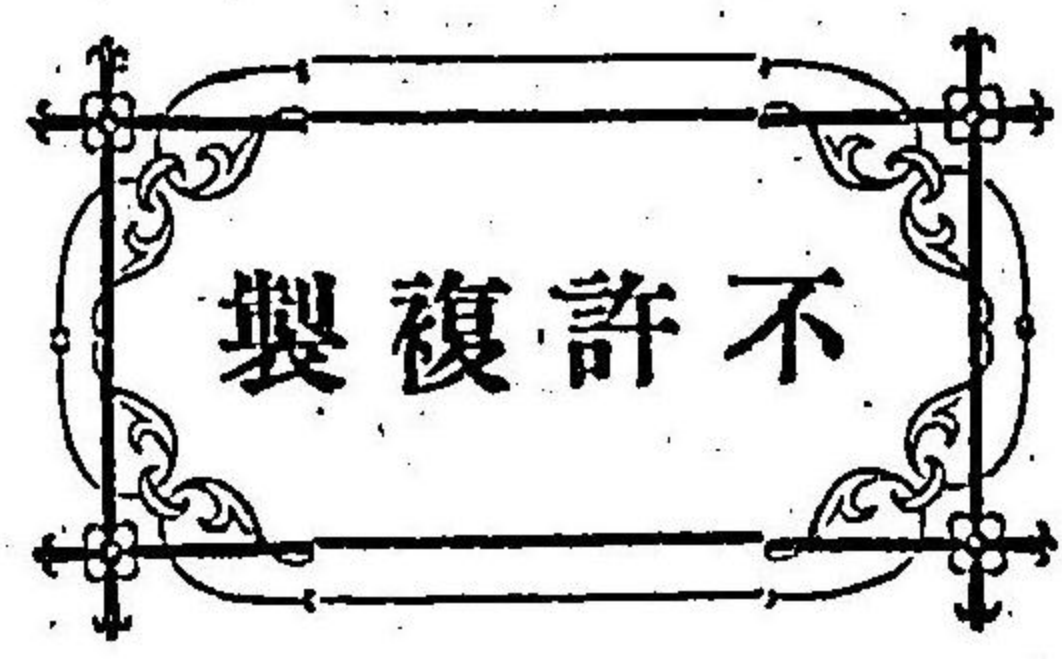
〔丙〕凸面鏡

此眼鏡は老眼或は遠視眼の人に應用せらるゝものである。世間には眼鏡を用ゐると度が進むとか或は癖になるとか又は老人視せらるゝのを嫌ふて其不自由を忍び眼鏡を用ゐぬ人が多いが老眼は眼鏡を用ゐなくても年齢に應じ一定度までは進行するものなれば醫者に乞ふて其度を確め、精品を撰びて用ゐねばならぬ、彼の露店などに販賣してゐる不正品を購ひ、稍々適當さへすれば足れりとするものがあれど是は大に慎まねばならぬ、即ち不正のものは光線の異状屈折を來たし、爲めに種々の眼病の原因となる。

通俗眼の養生法<sup>大尾</sup>

明治三十八年七月一日印刷  
 明治三十八年七月五日發行

眼の養生法  
 定價金三十五錢



著作者 光 藤 介  
 發行者 大 葉 久 吉  
 發行所 東京市日本橋區本石町三丁目十七番地  
 印刷者 吉 岡 平 助  
 印刷所 大阪市東區備後町四丁目七十八番地  
 弘 文 堂  
 同 所 (電話本局三三二六番)

發兌元

東京市日本橋區本石町三丁目  
 大阪市東區備後町四丁目

寶文館







活動の指針

島根縣知事 井原 昂題字  
清淵 山岸 幹著

米國布哇渡航問答

近來海外渡航者の増加する益々多數なるも之れが渡航の手續及び渡航上の便否等を解せざる者少しとせず斯くては折角進取の氣象を有せる人士をして徒に躊躇せしむるの感なき能はず本書は之れが手續其他渡航上に關する一切の事項を網羅し一般渡航者の便に供せん爲め極めて通俗體にふりかなつさに編纂せるものなりされば大に海外に雄飛を試みんと欲する者は必ず一讀して活動の指針とせられよ

洋裝美本 定價金廿五錢  
全一冊 郵税金四錢

元氣 養成

東京寶文館

成功 秘訣

在米國櫻府總士著

成功の日本人

北米合衆國は、成功の天地なり、カーネギー、モルガン、ロックフエラの徒、皆、此の天地にありて、世界の大事業を計畫し、空前の財富を著積したり、我が同胞大和民族の先鋒隊、又、夙に此方面に勇進して、若々新日本の經營に従事せり、本書は此先鋒隊たる、同胞成功者の活歴史にして、大陸起業界の實況を、叙述すると最も詳なり、天下有爲の青年は、先づ本書に就て、同胞成功者の活歴史を學べ。

洋裝美本 定價金卅五錢  
全一冊 郵税金六錢

最新式 獨修書 と 最新式 會話書

中學英語研究會編

最新式英語獨修書

本書は、a b c の初歩より起り、會話、作文、文法、譯解、綴字、習字等、荷も、普通英語に必要なる事項は、悉く之を網羅し、文章平易、材料豊富、嶄新なる順序を以て、縦横之が解説に務め、五十日の短日子を以て、其研究を終るべき、速成の便法に編せるもの、隨時、學者の質問、習字等の添削に應ず、僻地眞師を得難き者、學校正課以外に練習の資料を得、應用力を養はん、と、欲する者は、速かに一讀せよ、

上製 定價金壹圓  
全二冊 小包料金拾錢

神戸ペン 英語學校長 シー、エム、ペン 著  
第三高等學校教授 蜂屋可秀譯

東京日本橋區本町三丁目  
東京寶文館

最新式會話書

本書は、バンド先生獨特の考案により、教訓と滑稽とを融和し、極めて、通俗體に、俗言、熟語、格言、古諺、或はイッデオムを撰び、極めて、愉快に、且、容易に、其意味を説明し、學生をして、不知不識の間に、愉たれ、且、容易に、會話に熟達せしむる、最も嶄新なる組織になれる者なれば、會話に熟達せんと欲する者に、必要なるのみならず、又、作文の好資料たれば、一般斯學に志す者の、必讀すべき、良書たるや必せり。

洋裝美本 中等定價金卅五錢  
全一冊 郵税金四錢

東京寶文館

大坂市東區備後町四丁目







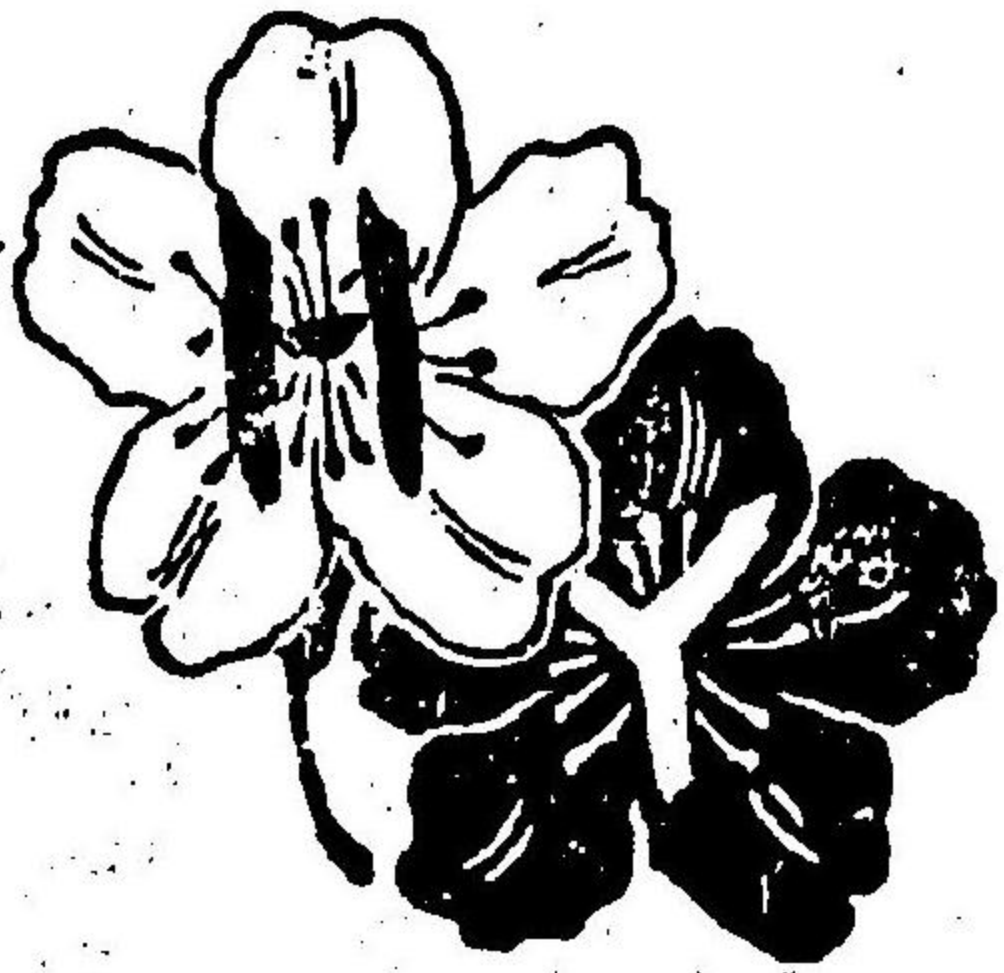
55  
48

寶文館發刊英語書

會編 中學 研究 英	會編 中學 研究 英	會編 中學 研究 英	研中 究學 會英	蜂屋 シ、ケ 可ニ 秀一 共デ 著	蜂屋 第三 高等 學校 教授 可秀 著	廣島 縣三 次中 學校 教諭 磯部 精一 著
發書 中學 英語 編三第	發書 中學 英語 編二第	發書 中學 英語 編一第	編語			
和文 英譯 獨練 習	英文 和譯 獨練 習	對譯 英語 一口 啻	イン デア アン フエ ブリ ュー ス	動物 會話	人體 會話	三美 姬物 語
全洋 一冊 裝	全洋 一冊 裝	全洋 一冊 裝	全洋 一冊 裝	全上 一冊 裝	全上 一冊 裝	全洋 一冊 裝
郵定 税金 貳拾 四錢	郵定 税金 貳拾 四錢	郵定 税金 貳拾 四錢	郵定 税金 二十 四錢	郵定 税金 六拾 六錢	郵定 税金 六拾 六錢	郵定 税金 貳拾 五錢

寶文館 發兌 東京市大坂市橋本區本町三丁目 石橋區本町四丁目



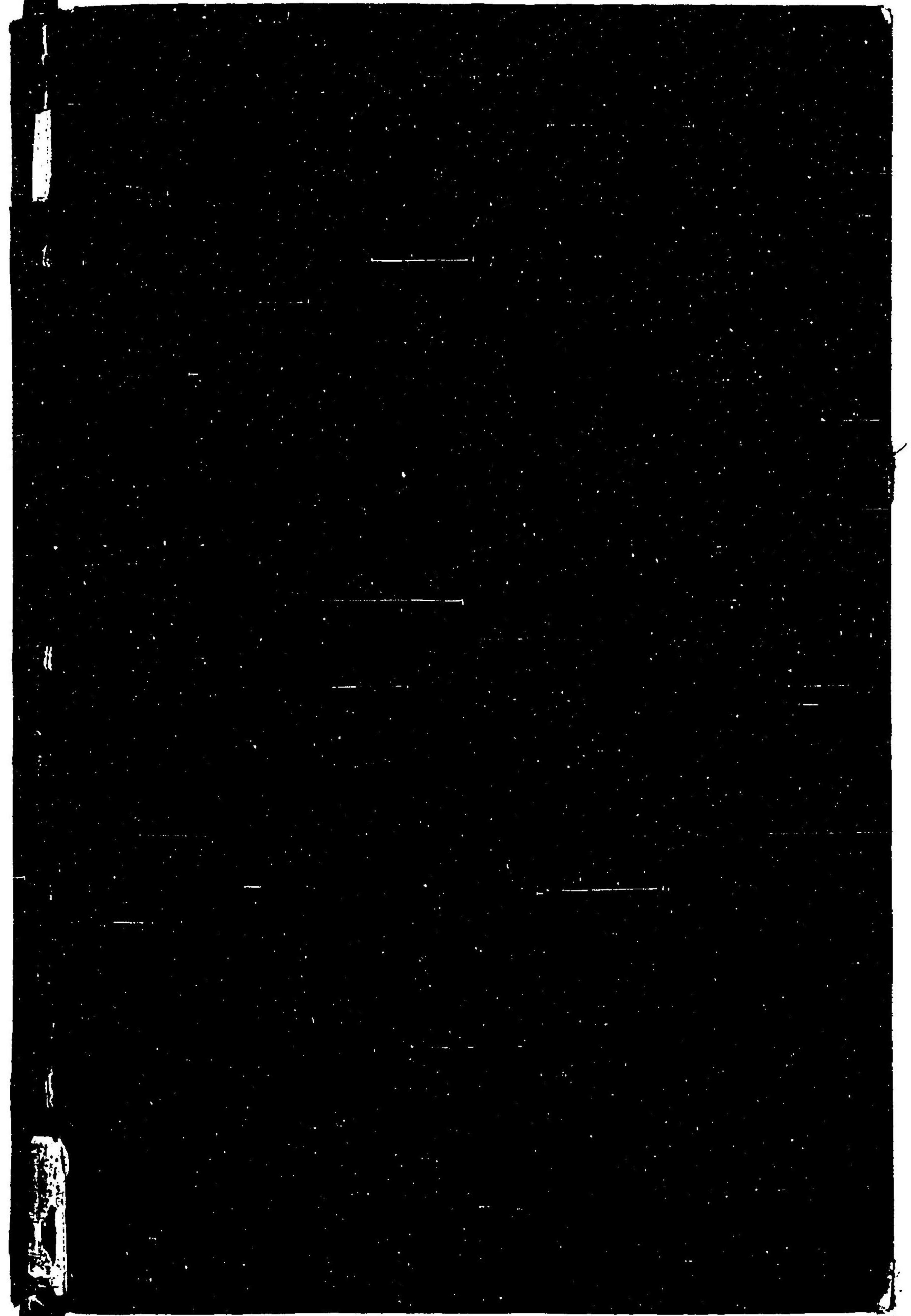




58

117







55  
48

060102-000-1

55-48

通俗眼の養生法

光藤 介 / 著

M38

CBJ-0175

